

令和6年度 第4回信州オープンドアスクール創造会議 次第

1	日 時	令和6年7月26日(金) 10時~12時
2	会議システム	オンライン会議システム Zoomを使用
3	開催方式	Z o o mによるオンライン方式
4	ホスト会場	長野県庁8階 教育委員会室
5	接続情報	I D 585 895 8325 / パスコード 0726

1 開会

2 教育次長挨拶

3 議 題

(1) 「信州オープンドアスクール創造会議のまとめ」について

(2) 意見交換

4 連 絡

5 閉会

信州オープンドアスクール(仮称)

創造会議のまとめ

R6.7.26 長野県教育委員会事務局

1 はじめに

(1) これまでの経過

本県では、令和5年4月から以下の2つの会議において、
多様な学びのニーズに応えるための新たな学びの場について検討を重ねてきた。

「不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会」

県内における学びの多様化学校の在り方について意見交換

「夜間中学設置検討会議」

県内に設置されていない夜間中学についての基本的な考え方を整理

それぞれの会議において、今後は、多様なニーズを把握した上で
支援していくことができるよう、**形に縛られず多様な学びを保障する場を
創っていくことが重要**である

との方向性が示された。

(2) 入学対象者のニーズや願い

【「不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会」から】

- ・ 学びの多様化学校設置により、不登校児童生徒の学びの場の選択肢が広がる。保護者に費用負担を求めることがない学びの場の選択肢が一つ増えることになる。(フリースクール支援者)
- ・ 新たな学びの場は、通学距離、卒業後の進学等、保護者の負担や心配に十分に配慮し、子どもが安心して通うことができる学校にしてほしい。(元不登校児童生徒の保護者)

【「長野県内における夜間中学設置ニーズ調査 (R5.11)」から】

- ・ 当事者として回答した62名のうち、61名が夜間中学に通ってみたいと回答。
- ・ 不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国で義務教育を修了していない外国籍の方々は、せめて中学校卒業程度の学力をつけたいと考えている。

(3) R6年度の方向性

- 様々な事情で学校に登校していない児童生徒の学びの場や居場所となる**新たな選択肢を創りたい**
- 中学校形式卒業者や中学校未就学者の**学び直しを支えたい**
- 日本の中学校にあたる教育を十分に受けていない外国籍又は外国由来の方の**学びのニーズに応えたい**

令和6年4月、学びの多様化学校と夜間中学の併設など、

よりインクルーシブでフレキシブルな新たな学びの場としての

「信州オーブンドアスクール（仮称）」の設置について検討を開始

【こんな願いがある】

○不登校児童生徒や保護者



- ・みんなと同じように成績もつけてほしい。
- ・自分に合った学び方を選べるようにしてほしい。
- ・学びの場の選択肢を広げてほしい。
- ・自分が勉強したい時間に勉強させてほしい。
- ・通学距離や卒業後の進路など、負担や心配に十分配慮された安心して通える学校がほしい。

【こんな願いがある】

○学齢経過や外国由来の方



- ・日本語や知識等を学び、多くの人と出会いたい。
- ・これから先、後悔しないように学び直したい。
- ・夜間勤務なので、空き教室があるならば昼間の時間に通いたい。
- ・中学校卒業資格がほしい。
- ・仕事やこれからの生活のために学びたい。

様々な背景を持った多様な人々が

- ・それぞれのペースや時間で学びたいことを学べる場
- ・自分らしさを大切にしながら学ぶことができる場
- ・共に学ぶことでより充実した学びが期待できる場

が求められている

学びの多様化学校と夜間中学の併設をベースに実現

2 学びの多様化学校について

(1) 入学対象者

- ・ 不登校児童生徒（小学校、中学校での不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席した児童生徒という定義が一つの参考となり得る）

様々な背景を有する生徒が在籍

(2) 制度上の位置付け

- ・ 学習指導要領に定められた時数の軽減や教科の新設、合科等特別な教育課程が認められる。
- ・ この学校への在籍となり、この学校での学びは出席扱いとなる。
- ・ 学級数に応じて県費教職員が配置され、市町村の学校運営費については、普通交付税により措置される。

特別な教育課程が認められた、学校教育法の1条校として扱われる

(3) 学びの多様化学校を設置する意義

- ・ 学びたい子どもが、自分のペースや様々な学習方法で学びに取り組むことができる。
- ・ 開始時間や時間割を弾力的に運用等することで、児童生徒の心理的安全性が確保される。

【先進事例から】

- ・ きまりをみんなで決める
 - ・ 好きな場所で学べる
 - ・ 自分の学びたいことを選択して学べる
 - ・ 時間割がない
 - ・ 子どもが先生を選べる
 - ・ さらに充実した学びの場にするために、NPO、フリースクール等との協働による体制構築やノウハウの共有も必要
- などの運用が可能

一般の小中学校と同様に不登校児童生徒の学習を保障

(4) 学びの多様な学校の設置形態等

	本校型	分校型	分教室型
設置形態	○独立した学校として設置	○本校が存在し、その分校として設置	○本校の学級扱いで設置
教育課程 (カリキュラム)	○学習指導要領に沿ったカリキュラム（総授業時数の7割強程度まで軽減可、教科の合科可）		
設置基準	○学校設置基準を満たした施設及び設備が必要 ・校舎・校庭（児童生徒数に応じた面積基準あり） ・教室、図書室、保健室、職員室		○本校が設置基準を満たしていれば、特別な設置基準なし ※1部屋をパーテーションで仕切り、複数教室にすることも可 ○他の児童生徒や施設利用者と動線を分ける等の配慮も必要
	○運動場などは近隣の他の学校等の施設でも可		
設置場所	○廃校の活用や新規設置・既存の学校で使われていない教室・教育センターや公共施設等既存施設（※同校種の学校の敷地内には設置できない）		
教職員配置	○校長を含め学級数に応じた県費負担教職員を配置	○校長を除き学級数に応じた県費負担教職員を配置（校長、養護教諭、事務職員は本校と兼務）	○本校と分教室の合計学級数に応じた県費負担教職員を配置
	○学びや生活に関する課題への対応のための教員の加配措置		
SC・SSW配置	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置		
学級編成の基準	○全学年35名（2学年合わせた生徒数が8人以下の場合、複式学級扱い）		
児童生徒の在籍	○在籍校から本校への転校が必要		
国からの財政支援	○学校施設環境改善交付金等による施設整備：改築・新築等 1 / 2 国庫補助		
	○新設準備 1 / 3 上限500万 ○開設後 1 / 3 上限400万		

(5) 学びの多様化学校設置イメージ（中学校・分校型の場合）

入学希望者が10名程度の場合、複式学級扱いとなり、2学級編制となる

【施設関係】

<近隣小学校に中学校の分校 を設置する場合>

- 空き教室等既存の施設を利用することで、施設整備を必ずしも必要としない
- 入口を別々としたり、児童と生徒が会わない動線づくりなどの配慮も必要
(必要な施設数)

教室3：普通教室2＋職員室1

図書室、保健室、体育館、運動場

- 施設整備を行う場合、学校施設環境改善交付金による補助の対象となる

(例：空き教室を改修する場合)

補助率：1/2

【教職員の配置】

<分校型2学級編制の場合>

校長	教頭	担任	専科	加配	計
本校と兼務	1名	2名	3名	1名	7名

さらに県独自の教職員の加配を検討
例) 教員、養護教員

- 学びの多様化学校の教員が本校（中学）や小学校の職員を兼務することが可能

※分教室型の場合は、学級数増に対応した教職員の配置となります。

<県のサポート>

- ・ 県独自の加配教職員の配置の検討
- ・ SC及びSSWの優先配置の検討
- ・ 教育課程編成について県がきめ細かく助言（県教育委員会による伴走型支援）

3 夜間中学について

(1) 入学対象者

- ・ 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方
- ・ 不登校などの様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方
- ・ 本国や我が国で義務教育を修了していない又は学び直しを希望する外国籍の方 など

▶ **様々な背景を有する生徒が在籍**

(2) 制度上の位置付け

- ・ 週5日間の授業があり、授業料は無償（公立の場合）。
- ・ 県費負担教職員が配置される。
- ・ 市町村の学校運営費については、普通交付税により措置される。
- ・ 全ての課程を修了した場合、中学校卒業資格が得られる。

▶ **昼間の中学と同じ中学校として扱われる（1条校として扱われる）**

(3) 夜間中学を設置する意義

- ・ 形式卒業の方や義務教育未修了の外国由来の方に、学習の場を提供することができる。
- ・ 不登校の学齢期生徒に学びの場や居場所を提供することができる。

【先進事例から】

- ・ 様々な人やカルチャーの交流ができる
- ・ 孤立を防ぎ、他者とゆるやかに繋がれる
- ・ 地域の方が自由に入出入りし、交流できる
- ・ 現在不登校となっている学齢期の生徒が、在籍校に籍を残したまま、夜間中学で授業を受けることができる
- ・ さらに充実した学びの場にするために、NPO、フリースクール等との協働による体制構築やノウハウの共有も必要

▶ **多様な背景を持つ方々の学習を保障**

(4) 夜間中学の設置形態等

	本校型	分校型	分教室型
設置形態	○独立した学校として設置	○本校が存在し、その分校として設置	○本校の学級扱いで設置
教育課程 (カリキュラム)	○特別の教育課程に基づき時間割を柔軟に設定（年間700～800時間程度）		
設置基準	○中学校設置基準を満たした施設及び設備が必要 ・校舎・校庭（生徒数に応じた面積基準あり） ・教室、図書室、保健室、職員室		○本校が設置基準を満たしていれば、特別な基準なし ※1部屋をパーティションで仕切り、複数教室にすることも可
	○運動場などは近隣の他の学校等の施設でも可		
設置場所	○廃校の活用や新規設置・既存の学校で夜間使われない教室・教育センターや公共施設等既存施設		
教職員配置	○校長を含め学級数に応じた県費負担教職員を配置	○校長を除き学級数に応じた県費負担教職員を配置（校長、養護教諭、事務職員は本校と兼務）	○本校と分教室の合計学級数に応じた県費負担教職員を配置
	○学びや生活に関する課題への対応のための教員の加配措置		
SC・SSW配置	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置		
学級編制の基準	○全学年35名（2学年合わせた生徒数が8人以下の場合、複式学級扱い）		
国からの財政支援	○学校施設環境改善交付金等による施設整備：改築・新築等 1 / 2 国庫補助		
	○新設準備 1 / 3 上限400万 ○開設後 1 / 3 上限250万 ○新設準備に係る経費の地方負担について地方財政措置（特別交付税）		

(5) 夜間中学設置イメージ (分校型の場合)

入学希望者が10名程度の場合、2学級編制が望ましい

【施設関係】

〈近隣小学校に分校

を設置する場合〉

○夜間に使われてない教室や空き教室等
既存の施設の利用が可能で、必ずしも
新規の施設整備を必要としない

(必要な施設数)

教室3：普通教室2 + 職員室1

図書室、保健室、体育館、運動場

○施設整備を行う場合、学校施設環境改
善交付金による補助の対象となる

(例：空き教室を改修する場合)

補助率：1/2

※市町村負担分は地方財政措置がある
ため、実質的な負担は全費用の20%

【教職員の配置】

〈分校型2学級編制の場合〉

校長	教頭	担任	専科	加配	計
本校と 兼務	1名	2名	3名	1名	7名

さらに県独自の教職員の加配を検討 例) 教員、養護教員

○夜間中学の教員が小学校の教員を兼務する
ことが可能

例えば、夜間中学の音楽専科教員が小学校の
音楽専科を兼務することで小学校に教員1名分の余裕
が生まれる。

○夜間中学の教員が本校(中学)の職員を兼務する
ことが可能

※分教室型の場合は、学級数増に対応した教職員の
配置となります。

〈県のサポート〉

- ・ 県独自の加配教職員の配置の検討
- ・ 特別の教育課程編成について県がきめ細かく助言の支援
(県教育委員会による伴走型支援)
- ・ 県外の先進校と連携した教職員研修の実施

4 「信州オープンドアスクール」について

多様なニーズを包括したインクルーシブでフレキシブルな学校

不登校の子どもたち

外国籍または外国由来の方

学齢経過者(形式卒業者)

いつでも自分のペースで学べる
～学びの多様化学校と夜間中学の併設による昼間部・夜間部の開設～

【学びの多様化学校】

- ・ 授業時数の低減(770時間程度まで)
- ・ 複数教科を統合した特色ある教科の新設(合科)や組み換え
- ・ 習熟度別に、個別の学習スピードやそれぞれの状況に寄り添った支援

どちらで学ぶことも可能



【夜間中学】

- ・ 通常の中学と同じ9教科の学習(700時間程度)
- ・ 充実した日本語指導
- ・ 個々の状況により修業年限はさまざま
- ・ 中学卒業資格が得られる

<信州オープンドアスクールの特徴>

- ・ 不登校の子どもたちが夜間部に登校し、共に学び合う
- ・ 夜間中学に通う方が昼間部に登校し、共に学び合う

多様な方が集い、共に学び、
共に成長できる場となり得る

<教職員配置>

分校型：学びの多様化学校 2 学級
夜間中学 1 学級 全 3 学級の場合

校長	教頭	担任	専科	加配	計
本校と兼務	1名	3名	4名	1名	9名

さらに県独自の教職員の加配を検討

学校設置者が、地域の実情やニーズに応じて創意工夫することにより、
「信州オープンドアスクール」が県内に複数設置されることを目指す